

児童手当を廃止、減額

高収入世帯対象 改正法が成立

一部の高収入世帯の児童手当を廃止する改正児童手当関連法が二十一日の参院本会議で自民、公明両党が賛成し可決、成立した。手当廃止で得た財源を、待機児童解消に充てる。廃止対象の子どもは六十二万人で、二〇二二年十月支給分から適用する。

政府は、待機児童解消のため二四年度末までに十四万人分の保育施設を新たに確保する計画を掲げている。審議では、野党側は新型コロナウイルス禍による厳しい経済情勢を踏まえ「全ての子どもに児童手当を配るべきだ」と強く反発。「子育て予算内での付け替えにすぎない」とも批判した。与党にも子育て予算全体の底上げを求める声がある。坂本哲志少子化対策担当相は「長年の課題である待機児童問題の解消を図るためだ」と理解を求めた。

児童手当は、中学校卒業まで（十五歳の誕生日後の最初の三月三十一日まで）が支給対象。年齢によって支給額に違いがあり、二歳までは子ども一人当たり月一万五千元、三歳から小学生までは月一万元（第三子以降は月一万五千元）、中学生は月一万元。年収が一定額を超える世帯は一律五千円に減る。会員の夫と専業主婦で子ども二人のモデル世帯を見た場合、夫の年収が九百六十万円以上ならば減額となる。改正によって、同じモデル世帯の夫の年収が千二百万円以上だと児童手当は支給されない。年収九百六十万円以上千二百万円未満は、月五千円が維持される。

新たな待機児童対策には計千四百四十億円が必要。高収入世帯の児童手当の廃止などで四百四十億円を捻出し、一千億円は企業が負担する。